

社会福祉法人ちとせ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちとせ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務実態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給しないものとする。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- 2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬については、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に参加した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の総額)

第6条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、第4条に定める

報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、第4条に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(費用弁償)

第7条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、報酬に加えて別表2による費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 費用は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、2017年6月22日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円

（2）理事

理事会等への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円

（3）監事

評議員会、理事会等への出席	日額 10,000 円
監事監査への出席	日額 15,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円

（4）評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会等への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円

別表2（役員等の費用弁償）

公共交通機関	実費
鶴ヶ峰駅または二俣川駅から本部までのタクシー利用	実費
自家用車	片道 10 km以内 600 円／日
	片道 10 kmを超える場合は、1 km毎に 60 円加算する。
宿泊費	実費

役員等費用弁償申請書

西暦 年 月 日

氏名 _____

住 所	自宅 または勤務先	
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関 ・ 自家用車 ・ その他 	
経 路	公共交通機関	
	～	円
	～	円
	～	円
	～	円
	鶴ヶ峰駅または二俣川駅 ～ ちとせ保育園 (タクシー片道のみ)	730 円
	日 額	円
	自家用車	
	自宅または勤務先～ちとせ保育園	片道距離 _____ km
		往復距離 _____ km
日 額	円	